

秋田アグリフロンティア育成研修

令和7度 研修生2次募集要項

募集期間 令和6年11月20日～
令和7年1月27日(月)必着
選考試験 令和7年2月6日 作物・野菜・花き
畜産
令和7年2月7日 果樹

秋田県農業研修センター

〒010-1231
秋田県秋田市雄和相川字源八沢34番地1
電話 018-881-3611
FAX 018-886-8610
E-mail agri-tra@pref.akita.lg.jp

ウェブサイト <http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13819>



1 ねらい

本県の次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、秋田県と市町村とが連携の上、農業経営に要する基礎的知識・技術を習得するための研修を実施し、地域農業の優れた担い手を育成する。

2 研修専攻及び募集定員

募集定員 17名

コース	研修専攻		実 習 場 所		研 修 品 目
				実 習 先	
試験場	作物	2	農業試験場 (秋田市)	作物部 生産環境部	水稻、大豆
	野菜	2		野菜・花き部 生産環境部	えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか
	花き	3		野菜・花き部	キク類、トルコギキョウ、ユリ類、ダリア
	果樹	7	果樹試験場(横手市)		りんご、ぶどう、もも、おうとう
			果樹試験場天王分場(潟上市)		日本なし
	畜産	4	畜産試験場(大仙市神宮寺)		肉用牛、酪農
先進農家	先進農家	3	就農予定居住地地域の指導農業士等		研修先の指導可能品目

3 研修期間 2年間(令和7年4月から令和9年3月までの24か月間)

4 研修内容

- (1)座学研修
- 事業計画講座:目標とする農業経営を具体化するために必要なスキル習得を目指す講座
 - 農業技術講座:就農時に必要な農業技術の習得を目指す講座
 - 経営・財務講座:経営の現状把握と投資タイミングの判断力の習得を目指す講座
 - 流通・販売講座:自分の商品の魅力・価値の創造力の習得を目指す講座

1年目	○農業技術講座 農業技術に関する基礎的な内容、作物、野菜、花き、果樹、畜産の各分野の技術基礎、病虫害・土づくりなどの基礎的な内容。 ○経営・財務講座 農業簿記の基礎的な内容、原価計算、税務などの内容 ○流通・販売講座 流通・販売に関する基礎的な内容 ○事業計画講座 事業計画を作成するにあたっての基礎的な内容
-----	---

2年目	○農業技術講座 就農時に必要な農業技術に関する内容。作物、野菜、花き、果樹、畜産の各分野の技術応用、病虫害・土づくりなどの実践的な内容。 ○経営・財務講座 財務管理、税務などの内容 ○流通・販売講座 流通・販売に関する実践的な内容 ○事業計画講座 事業計画を作成するにあたっての実践的な内容(労務管理、承継計画などを含む)
-----	--

(2)実 習

1年目	○基礎実習(通年) ほ場での作業を通した、基礎的な知識・技術の習得 ○短期現地研修 農業者のもとでの実地研修 ○農業機械研修 農業機械作業や安全対策の習得
2年目	○実践実習(通年) ほ場での作業を通した、実践的な知識・技術の習得 ○プロジェクト研修 自ら取り組む作目の課題解決に向けた応用的な知識や技術の習得 ○農業機械研修 農業機械作業や安全対策の習得

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たし、市町村長の確認が得られる者とする。

- (1)新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業経営における主宰権を持ち農業経営者として自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれる者。
- (2)就農予定時の年齢が、原則50歳未満である者。
- (3)開講式までに普通自動車免許の取得が確実である者。

6 応募手続及び受付期間

(1)応募手続

ア 応募者は、次の応募書類を就農予定地の市町村長に提出する(令和7年1月27日(月)必着)。
 なお、応募に先立ち、就農予定地を所管する秋田県地域振興局農林部農業振興普及課に相談の上、その指導を受けるものとする。

『応募書類』

(ア) 秋田アグリフロンティア育成研修申請書 (様式1)

(イ) 秋田アグリフロンティア育成研修応募カード (様式2)

※写真を貼付(縦4cm×横3cm、カラー、無帽正面上半身、提出前6か月以内に撮影したもの)

(ウ) 健康診断書(申請日より6か月以内の診断のもの) (様式3)

イ 市町村長は、応募者から提出された書類の写し(写真が明瞭なもの)に次の書類を添え、秋田県地域振興局長に提出する(1月29日(水)必着)。なお、手続きを円滑に進めるため、同時に秋田県農業研修センターに応募者から提出された書類の写しをメールもしくはFAXで送る。特に、応募者への選考日程を円滑に通知するため、応募者のメールアドレスを相談カードに必ず記載すること。

※受験票はメールで送付するためgmail等のアドレスを記載すること

(ア) 秋田アグリフロンティア育成研修研修生受入申請書 (様式4)

(イ) 秋田アグリフロンティア育成研修研修応募者確認書 (様式5)

(ウ) 就農相談カード (様式6)

ウ 秋田県地域振興局長は、市町村長から提出された書類の写しに秋田アグリフロンティア育成研修生受入申請(様式7)を添え、農業研修センター所長に提出する(1月31日(金)必着)。

(2)受付期間 令和7年1月27日(月)まで(各市町村必着)。

7 選考

秋田県農業研修センター所長は、次により研修生を選考する。

(1)選考期日及び会場

期日と会場は2月4日(火)応募者へ通知する(本人へ直接メール)。

選考期日・会場	作物・野菜・花き専攻	令和7年2月6日(木)【会場】農業試験場
	畜産専攻	令和7年2月6日(木)【会場】畜産試験場
	果樹専攻	令和7年2月7日(金)【会場】果樹試験場

なお、先進農家専攻希望者は、研修希望内容により会場を指定する

(2)選考内容

小論文(100点満点)及び面接試験(200点満点)の合計300点満点で行う。

(3)選考方法

秋田アグリフロンティア育成研修生受入審査委員会において選考する。

8 研修生の内定・確定等

(1)受入内定

令和7年2月21日(金)(予定)に、秋田県農業研修センター所長から各市町村長へ受入内定書により通知する。また、秋田県地域振興局へは各市町村に通知した内容を通知する。

(2)内定通知

市町村長は、受入承認された応募者へ秋田アグリフロンティア育成研修内定書(様式8)により速やかに通知する。

(3)誓約書の提出

ア 内定の通知を受けた応募者は、通知を受けてから7日以内に秋田アグリフロンティア育成研修誓約書(様式9)を市町村長へ提出する。なお、提出に先立ち、市町村は、内定通知を受けた応募者に対し、研修受講の意向を確認し、令和7年2月末日までに秋田県農業研修センターに報告すること(メール等)。

イ 誓約書の提出を受けた市町村長は、令和7年3月14日(金)までにその写しを秋田県農業研修センター所長へ提出する。

9 研修中の助成

この研修制度は国の「就農準備資金」の交付を受けることができる。

就農準備資金の受給要件を満たさない場合、「フロンティア農業者育成事業補助金(以下、県の補助金)」の助成を受けることができる。

県の補助金は、市町村が研修生に対し1人当たり月額 75,000 円以上の研修奨励金を交付する場合、月額 52,500 円を上限として市町村に助成する。ただし、この金額は予定額であり、今後変更する場合がある。

10 留意事項について

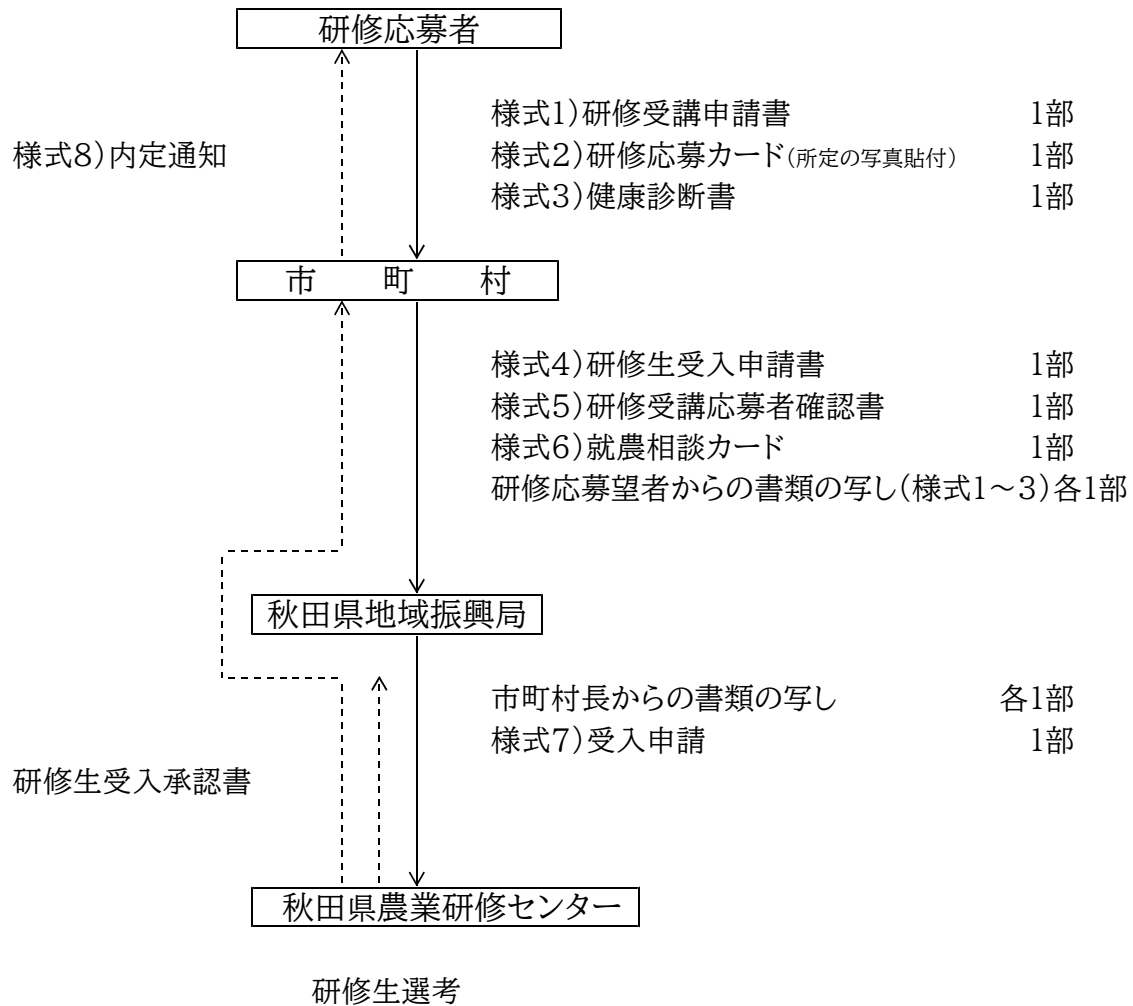
- (1)研修等の交通費・宿泊費、テキスト代及び資格試験に伴う費用は自己負担とする。
- (2)新規参入者が本研修を希望する場合は、過去10年以内に秋田県内での農業体験(公益社団法人秋田県農業公社が実施する農業法人インターンシップ等)を必須とする。ただし、秋田県内の農業高校卒業生(卒業見込み含む)は農業体験の有無は問わない。
- (3)研修場所までの過度な長距離通勤は研修に支障を来すので避けること。
- (4)研修場所には宿舎がないので、各自で手配すること。
- (5)研修生は、研修期間中のケガや物損事故等に備え、原則として団体傷害保険に加入すること。
- (6)パソコンを使用する研修があるため、各自準備すること(マイクロソフト オフィス又はその互換ソフトが動作すること)。また、オンラインによる講義の実施を検討しているため、ネット環境についても併せて準備すること。
- (7)研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、研修の中止を命ずることがある。
 - ア 心身の故障により、研修に堪えないと認められるとき。
 - イ 研修の受講状況が著しく不良であると認められるとき。
 - ウ 研修に係る秩序を乱す行為をしたとき。

11 問い合わせ先

各地域振興局農林部農業振興普及課 (所在地)	上段:電話 下段:FAX	管轄市町村
鹿角地域振興局農林部農業振興普及課 (鹿角市花輪字六月田1番地)	0186-23-3683 0186-23-7069	鹿角市、小坂町
北秋田地域振興局農林部農業振興普及課 (北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1)	0186-62-1835 0186-63-0705	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局農林部農業振興普及課 (能代市御指南町1番10号)	0185-52-1241 0185-54-8001	能代市、三種町、八峰町、藤里町
秋田地域振興局農林部農業振興普及課 (秋田市山王四丁目1番2号)	018-860-3413 018-860-3363	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利地域振興局農林部農業振興普及課 (由利本荘市水林366番地)	0184-22-8354 0184-22-6974	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局農林部農業振興普及課 (大仙市大曲上栄町13番62号)	0187-63-6110 0187-63-6104	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局農林部農業振興普及課 (横手市旭川一丁目3番41号)	0182-32-1805 0182-33-2352	横手市
雄勝地域振興局農林部農業振興普及課 (湯沢市千石町二丁目1番10号)	0183-73-5180 0183-72-6897	湯沢市、羽後町、東成瀬村
秋田県農林水産部農林政策課 担い手支援チーム (〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号)		電話 : 018-860-1726 FAX : 018-860-3842
秋田県農業研修センター 企画・研修班 (〒010-1231 秋田市雄和相川字源八沢34番地1)		電話 : 018-881-3611 FAX : 018-886-8610

【 参 考 】

研修の応募から内定までの流れ



各種様式の入手方法

秋田県農業研修センターのウェブサイト(<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13819>)からダウンロードできます。